

地方公共団体向け
二地域居住等
施策推進
ガイドライン

第3版

令和5年3月

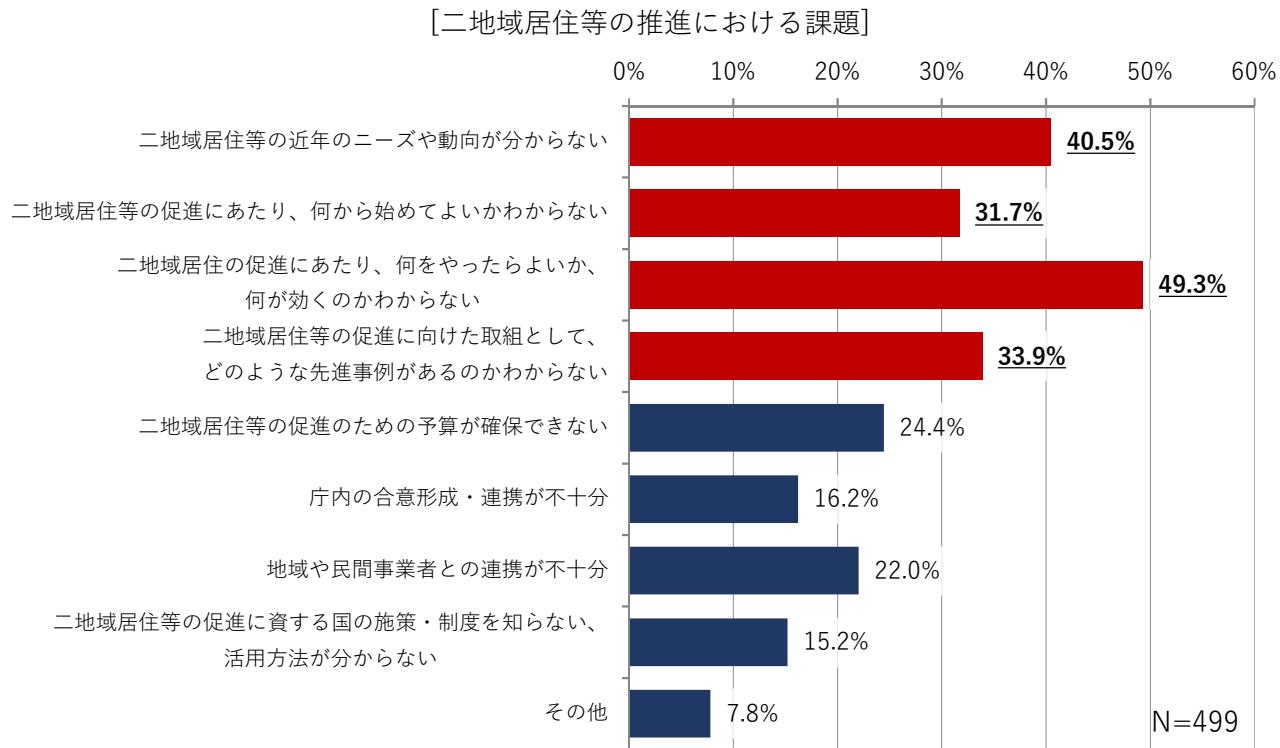
国 土 交 通 省
国土政策局 地方振興課

目次

はじめに	1
1. 二地域居住等とは	2
(1) これまでの「二地域居住」	2
(2) 二地域居住を取り巻く近年の動向	2
(3) これからの中の「二地域居住」	7
①二地域居住等とは	7
②二地域居住等の社会的意義とは	8
2. 二地域居住等に関する取組を推進する上でのポイント	9
STEP 1 地域や生活情報に関する情報発信	10
STEP 2 相談窓口の設置	13
STEP 3 きっかけづくりとなる取組の実施	14
(1) 「何度も地域に通う旅、帰る旅」による交流・関係人口の創出	14
(2) お試し居住施設、ワーケーション施設、コワーキングスペース・サテライトオフィス等の整備	15
(3) 地域住民との交流機会やプログラムの実施	18
(4) 地域のファンクラブの設置	20
STEP 4 具体的な取組支援の展開	21
(1) 住まい	21
(2) 交通	24
(3) 就業環境	26
(4) 保育・教育	30
(5) 地域コミュニティへの溶け込み	32
4. 二地域居住等関連施策一覧	35

はじめに

令和3年度「新たな生活様式に沿った二地域居住の推進調査」において、全国二地域居住等促進協議会に加盟する自治体を対象に、アンケート調査を行いました。その結果、二地域居住等を推進するにあたって、以下の課題があることがわかりました。



また、全国二地域居住等促進協議会へ加入した動機については、「施策や事例等の情報収集(71.1%)」が最も高い動機となっていました。

そこで、本ガイドラインでは、今後、二地域居住等の推進にあたり、アンケート調査等で把握した各自治体での施策や事例等を交え、各自治体が抱える課題を解決する上での一助となるよう、わかりやすく作成することに心がけています。

主に下記について紹介していきます。

- コロナ禍における、二地域居住等の近年のニーズや動向
- 二地域居住等を進めるためのポイントを4つのSTEPで整理
- 各ポイントに沿って自治体が取り組んできた先進的・ユニークな事例

1. 二地域居住等とは

(1) これまでの「二地域居住」

「二地域居住」とは、平成16年度国土施策創発調査「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想によって、以下のように定義づけられています。

「二地域居住」とは、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中期的、定期的・反復的に滞在すること等により、当該社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

当時は、実態として、定年間近または定年後の「週末田舎暮らし」や「別荘暮らし」等といったイメージが強く、定義にもあるように都市住民を主語とした限られた一部の人の取組と考えられていました。

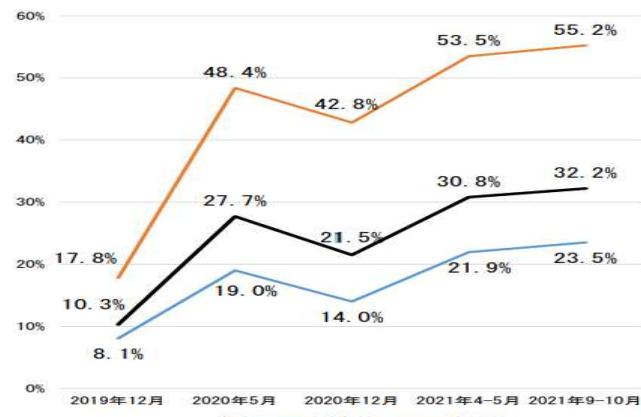
(2) 二地域居住等を取り巻く近年の動向

近年のライフスタイルの変化や新型コロナウイルス感染拡大による新たな生活様式の推進に伴い、テレワーク等が普及したことによって、地方移住・就職への関心が生まれてきました。その結果として、東京圏の転出超過が起り、地方移住が増えています。このような動きに加え、国民の二地域居住の関心も高まっており、それに合わせ、二地域居住の事業・サービスも生まれる等、二地域居住を取り巻く環境が変わり始めています。

新型コロナウイルスを契機に、テレワークなどの新しい生活様式が普及

新型コロナウイルス感染拡大により、東京都23区で5割以上の企業がテレワークを実施し、都心に出勤しなくとも働くことができる環境が整い、地方移住や兼業・副業、ワークライフバランスの充実に取り組みやすい環境となり始めました。

企業において、テレワーク等に関する様々な取組が進み、国民の意識・行動も変化してきています。「場所を問わない暮らし」が現実的になったことから、地方に目が向く機会が増えたといえます。



出典／内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

(インターネット調査、10,128人回収、令和3年9月28日～10月5日)

企業での新たな取組の展開例

<トヨタ自動車>

在宅勤務に関する職場からの距離制限を撤廃し、全国どこでも可能にする制度を導入。

- ・出社が必要な場合は距離不問で交通費を全額支給し、従業員の負担の軽減
- ・単身赴任を解消し、育児や介護との両立を実現

<明治安田生命>

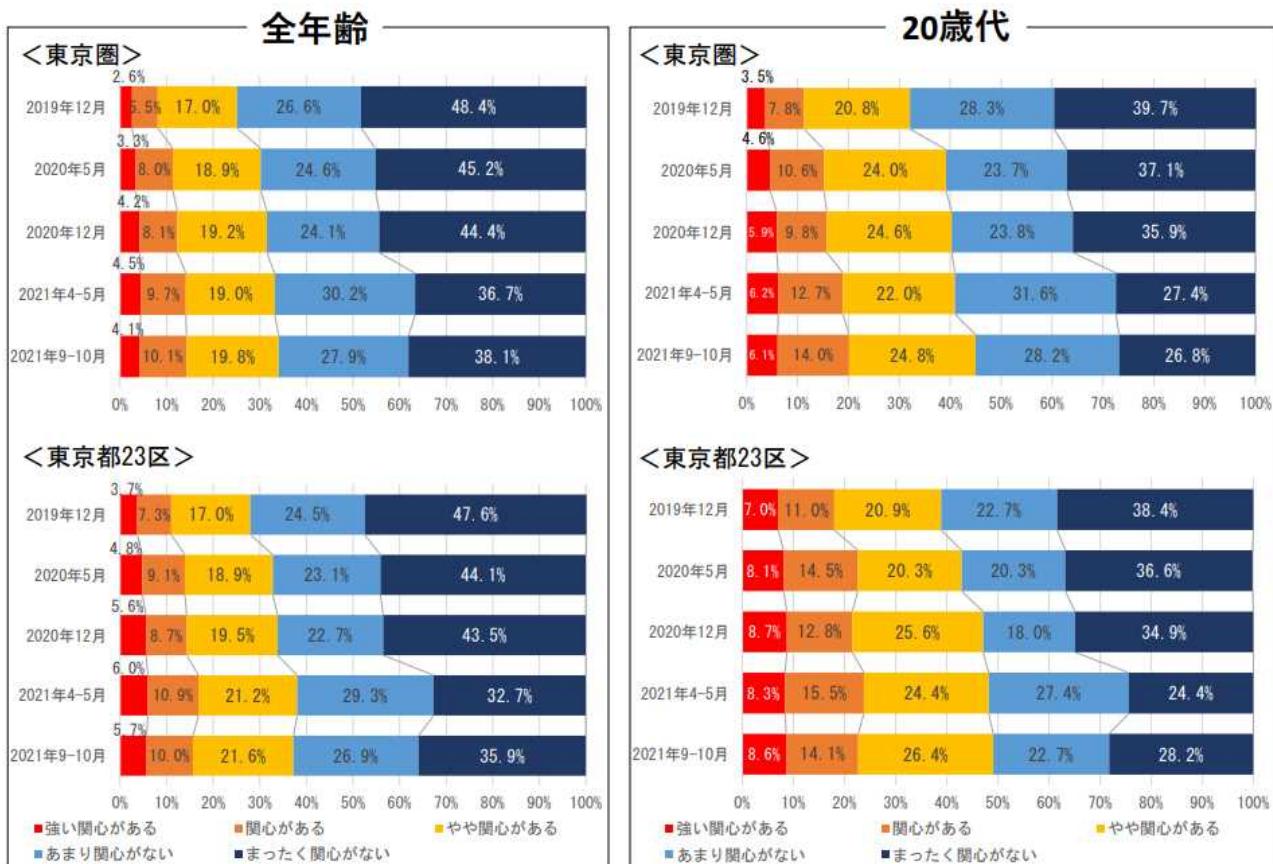
本社部門に所属しながら地方拠点で働く「リモート型」の職種を新設。

- ・生保業界は配偶者の転勤を機に離職が多いことから、専門性の高い人材が場所を問わず、力量を発揮できるような環境を実現

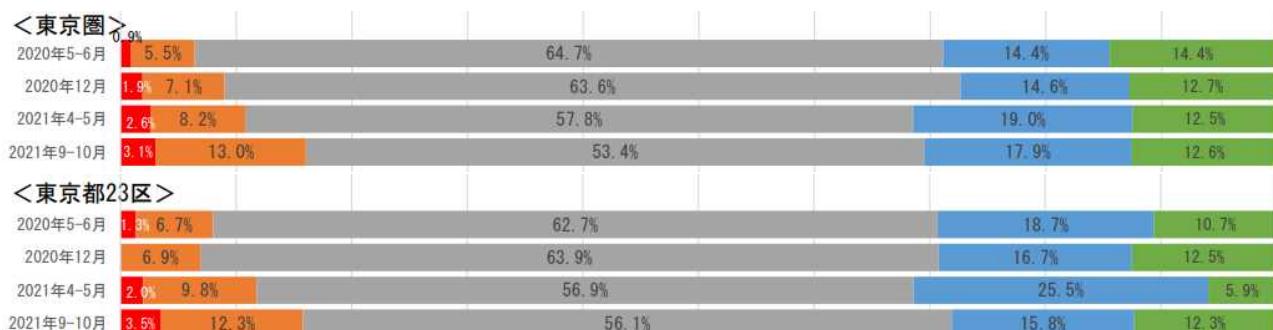
新たな生活様式の普及によって、地方移住・就職への関心を持つ人が増加

内閣府が実施している調査において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住者の「地方移住への関心」は、2019年12月には“関心がある”と回答のあった合計が25.1%だったのに対し、コロナ禍で新たな生活様式が浸透してきたことによって、2021年9-10月には、34.0%に上昇していることから、関心が高まっていることがわかります。特に、20歳代をみると、2021年9-10月時点で東京圏では44.9%、東京都23区では49.1%と半数近くの方が地方移住への関心を示しています。

コロナ禍によって、過密を避けた自然豊かな環境に魅力を感じ、地方への関心が高まっています。



また、高校生・大学生等に、将来の進路希望について調査した結果、「地方（都心部以外）での就職志向が高まった」、「地方都市での就職志向が高まった」の割合がコロナ禍で高まっており、若い世代の意向の変化もみられます。



■地方（都市部以外）での就職志向が高まった ■地方都市での就職志向が高まった ■変わらない ■東京圏での就職志向が高まった ■わからない

出典／内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

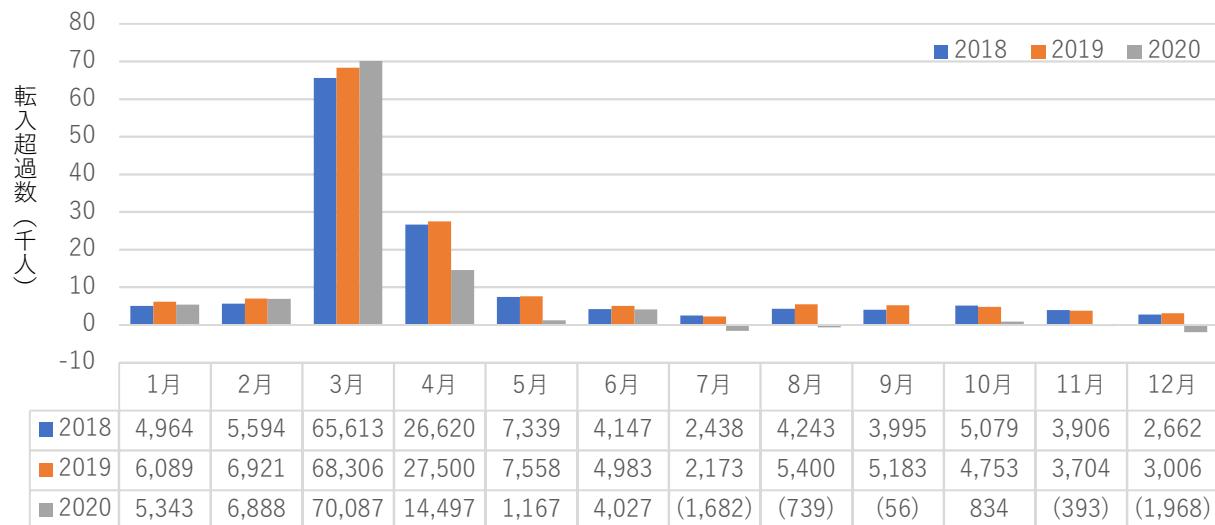
（インターネット調査、10,128人回収、令和3年9月28日～10月5日）

そして、東京圏で転出超過の傾向が顕著に

2019年現在、東京圏には日本の総人口の29%にあたる約3,700万人の人が住んでおり、東京圏への人口の集中度合いは、欧米の都市と比較しても相当程度に高い水準です。

このような状況は、15~29歳の若年層を中心とした地方から東京圏への大量の人口流入が大きな要因となっており、その傾向はますます顕著となっていました。

ところが、感染症の拡大を受け、2020年4月以降、東京圏への転入超過数は前2年の水準を下回り、7月以降は10月を除き転出超過となりました。



図：感染症の拡大前後の東京圏への転入超過数の推移

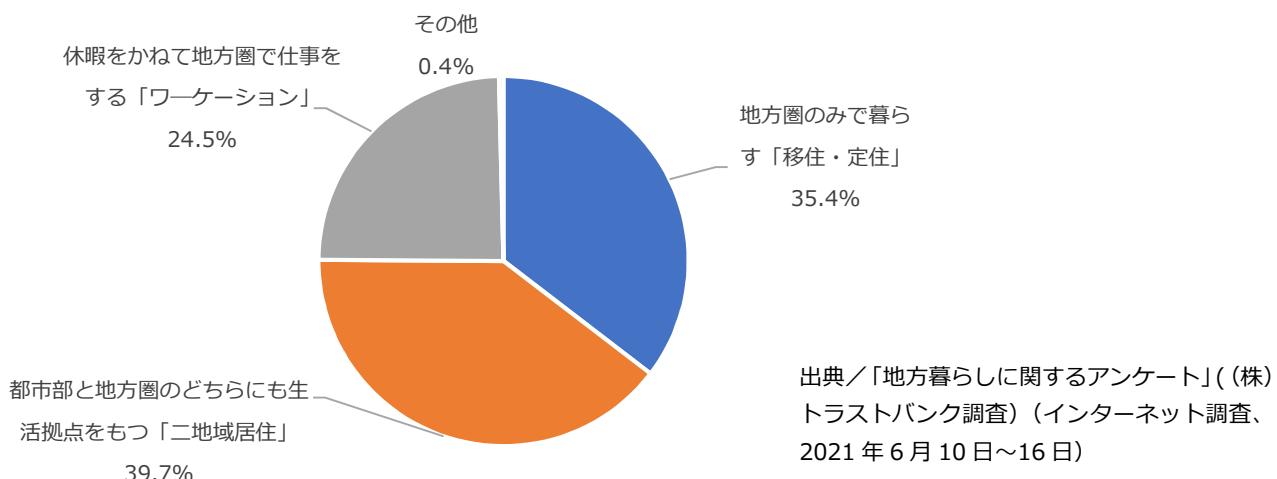
(出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告（2018年1月～2020年12月/日本人移動者）」

二地域居住等を望むライフスタイルへの関心も急上昇

東京都内に住む20歳以上の男女を対象に行った調査（株）トラストバンクでは、39.7%の人が「都市部と地方圏のどちらにも生活拠点をもつ『二地域居住』」といった地方暮らしのスタイルと望んでおり、二地域居住等への興味関心が高いことが示されています。

従来のような毎日の通勤を必要としないテレワークが定着化し、感染症収束後もこの働き方にシフトチェンジされ、通勤の利便性重視から都心に住まう考えから「暮らしやすさ」に重きを置く価値観への変化の現れと考えられます。

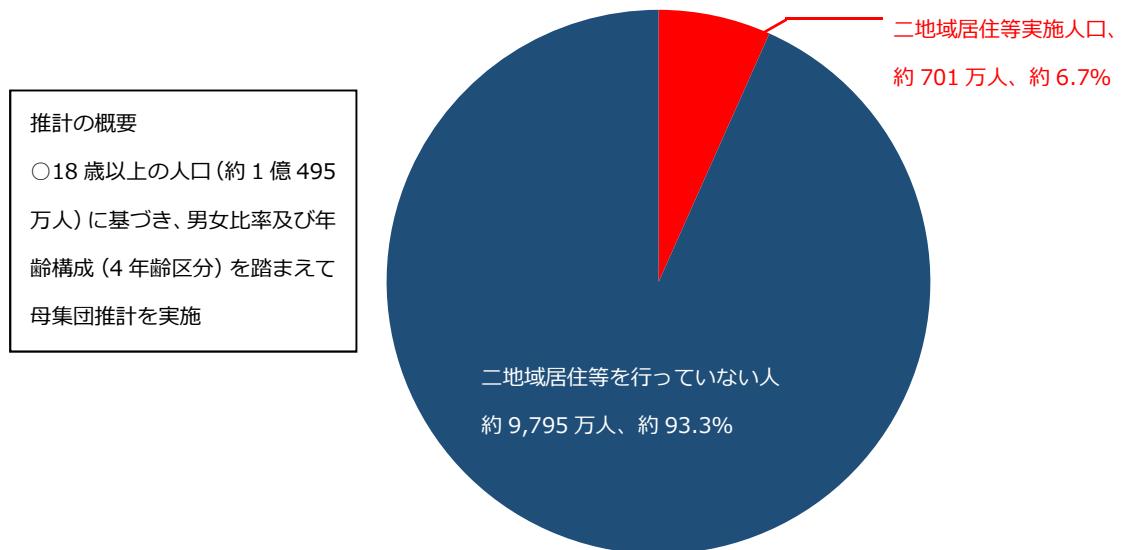
あなたの望む地方暮らしのスタイルは何ですか？（n=580）



令和4年度インターネットアンケート調査による二地域居住等の実態把握

国土交通省では、令和4年に「二地域居住に関するアンケート」を全国の18歳以上の男女を対象に、約12万人に対してインターネットアンケートを実施しました。その中で、「主な生活拠点以外に滞在する地域（二地域居住等を行っている地域）がある」と答えた人は8,035人でした。

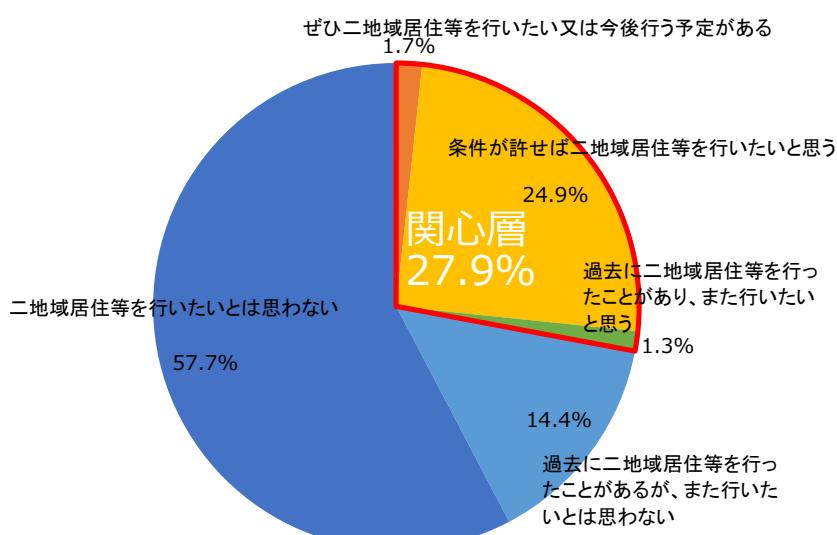
この結果から、総人口規模に換算すると、18歳以上人口（約1億495万人）のうち、約6.7%（約701万人）が二地域居住等を行っていると推計されます。



出典／国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（インターネット調査、令和4年8月31日～9月12日）、回答者人数ベース

また、二地域居住等を行っていない人を対象に、二地域居住等を今後行いたいと思うか確認したところ、回答者の約3割が「ぜひ二地域居住等を行いたい又は今後行う予定がある」「条件が許せば二地域居住等を行いたいと思う」「過去に二地域居住等を行ったことがあり、また行いたいと思う」のいずれかを回答しており、二地域居住等に関心のある人でした。

今後、居住地や通勤・通学先以外で、二地域居住等を行いたいと思いますか？（n=111,793）



出典／国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（インターネット調査、令和4年8月31日～9月12日）、回答者人数ベース

二地域居住等を後押しする事業やサービスが続々と立ち上げ

民間企業においても、定額制住居サービスをはじめとする住居費等の負担を軽減できるサービスが登場しています。これまで二地域居住等のネックであった費用面の負担が和らぎ、より気軽に二地域居住等を体験できるきっかけとなっており、二地域居住等に対するハードルが低くなりつつあります。

定額制住居サービス

複数の拠点で生活できるサブスクリプションサービス。生活の質を高めたい、仕事をする際にも豊かな環境に身を置きたいと思う人が増えたことで、住まいの自由化という新しいライフスタイル。

定額制オフィス・シェアオフィス

専用個室スペースの利用ではなく、共有型のオープンスペースをデスク単位で使い放題のサブスクリプションサービス。コロナ禍でテレワークが増加する中で、自宅以外でワークスペースの確保を実現。

定額制移動費サービス（実証実験）

対象区間の移動交通費（電車賃・航空費等）を定額・割引料金で利用できるサービス等を展開。本ガイドライン発行時点では、実証実験の段階であるが、今後新しい移動価値の創出により二地域居住等の促進が期待。

サテライトオフィス

企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。地方に拠点を設けることで、地方における新たなビジネスのスタートや事業拡大が期待。都市部の社員が地方で働くことでワークライフバランスも向上。

これら民間企業のサービスに加え、観光庁では、国内旅行の現状と新たな市場創出の可能性を踏まえ、旅行者側の潜在需要（地域資源に触れ、地域との関係性や参画が段階的に深まることで、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する可能性を持っている）の拡大から、「何度も地域に通う旅、帰る旅」による交流・関係人口の更なる創出を目指しています（第2のふるさとづくりプロジェクト）。

「第2のふるさと」を作り、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たなスタイルを推進・定着させ、地域が一体となって「稼げる地域」とし、地域活性化を図る

①滞在コンテンツ



②滞在環境



③移動環境



日本初の観光型MaaS「Izuko」



(3) これからの「二地域居住」

我が国においては、近年、都市住民の地方への関心が高まっているとともに、国民の価値観、ライフスタイルが多様化してきています。その中で、二地域居住は、地方での豊かな自然・生活環境、自己実現、地域コミュニティへの参加や社会参画・協働、ふるさと回帰等への志向に応えるとともに、地域活性化が図られるという意義を有し、いわば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方として提唱され、普及促進、実践されてきています。

加えて、(2)で述べたように、今般の新型コロナウイルス感染症を契機として、働き方、生き方、住まい方が大きく変わろうとしています。このため、今後のウィズ/ポストコロナ社会にあっては、テレワーク等を前提として地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展、拡大することが期待されます。

①二地域居住等とは

二地域居住は、必ずしも定型の定義があるわけではありません。国土交通省では、近年、二地域居住を主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方と捉え、三拠点以上の居住形態となるものも含めて「二地域居住等」という用語を用いてきました。

これまでの二地域居住は、(1)で述べたようにどちらかといえば都市での生活を主とし、農山漁村等の地方を副とするものと觀念されてきました。しかし、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも副次的に残すものであり、さらには、いわゆる「アドレスホッパー」、「ノマド生活」と呼ばれる多数の地域を転々と移動して暮らす形態も出てきています。

このように、二つの地域だけではなく、三つ以上の地域で暮らす形態なども見受けられることから、本ガイドラインでもそれらを含め、「二地域居住等」という語を用いて、とりまとめていきます。



②二地域居住等の社会的意義とは

二地域居住等は地域での社会参画・協働、ふるさと回帰等、多様なライフスタイルに応えるものです。いわば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方といえます。

しかし一方で、全国各地では、少子高齢化等による人口減少等によって様々な課題が生じている中、その地域課題の解決の糸口として、二地域居住等に関する取組は有効的であると考えられます。

人口減少によって担い手の確保が難しい中で、例えば、二地域居住者が地域活動に参加することで、人手不足を補ってくれるだけでなく、二地域居住者の出身地や趣味、職業などが多彩で多様な個人的な経験や特技をもった方々であることから、それらの方々が地域活動に参加してくれることで、地域に新たな価値が生まれるといった質的な向上も生まれる可能性を有しています。

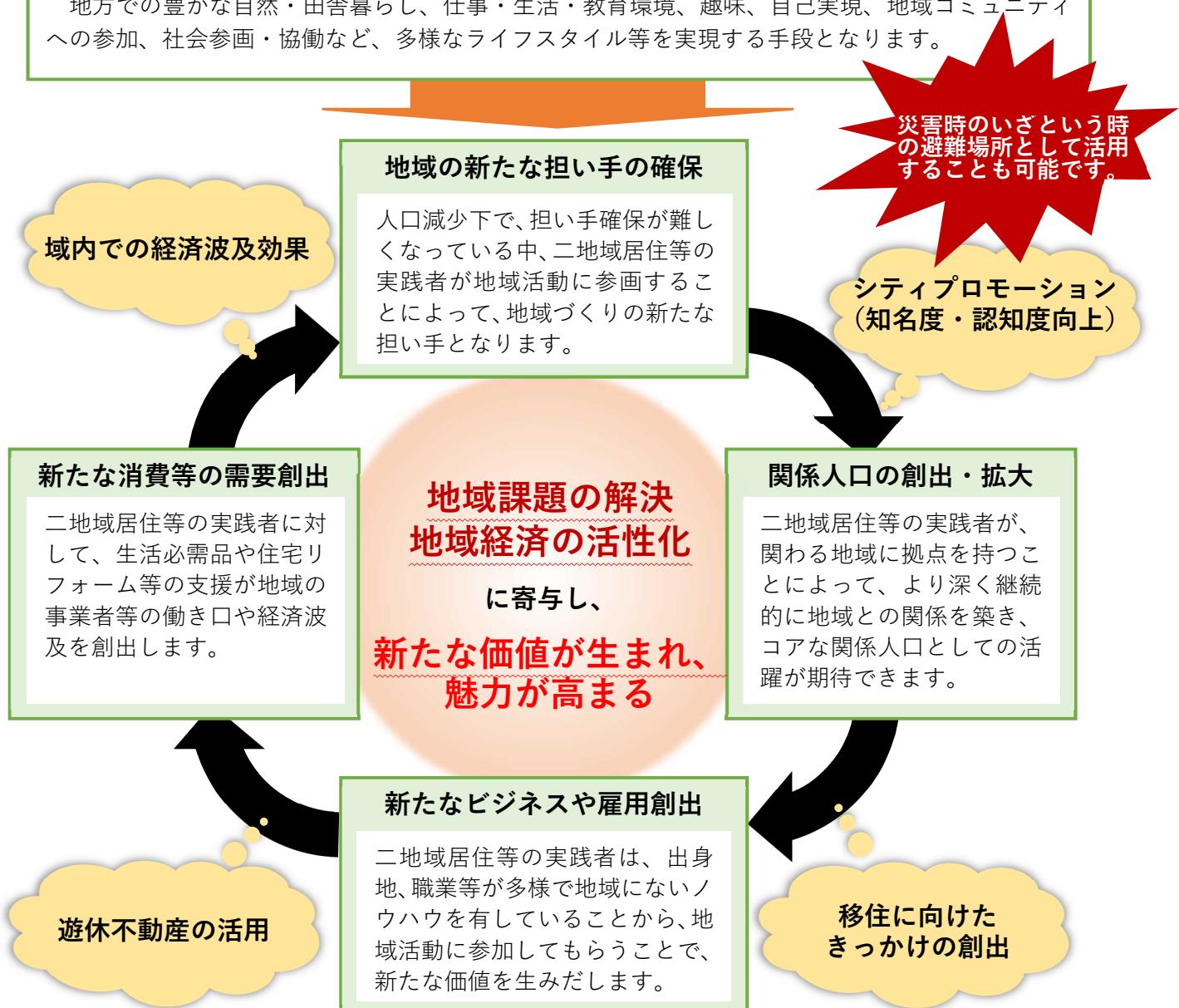
こうした、東京一極集中の是正や地方への人の流れを生む地方創生の観点に加え、災害等リスク回避の手段として、いざという時に避難できる場所にも活用できます。

[二地域居住等の社会的意義]

二 地 域 居 住 等 の 推 進

二地域居住等の実践者（個人）にとっては…

地方での豊かな自然・田舎暮らし、仕事・生活・教育環境、趣味、自己実現、地域コミュニティへの参加、社会参画・協働など、多様なライフスタイル等を実現する手段となります。



2. 二地域居住等に関する取組を推進する上でのポイント

各自治体が二地域居住等に関する取組の推進にあたってのステップ例を紹介します。

アンケート調査の結果を踏まえ、ステップごとの各自治体の優良事例を紹介するとともに、取り組む中で課題となりそうな事象を挙げ、その課題を解決するためにポイントとなる制度や施策の紹介をします。

[二地域居住等を推進するステップ]

STEP 1

■地域や生活情報に関する情報発信

- 地域の暮らしに関する情報発信

STEP 2

■相談窓口の設置

- 窓口（相談・案内等）の設置

STEP 3

■きっかけづくりとなる取組の実施

- お試し居住・テレワーク・サテライトオフィス等の整備
- 地域住民との交流機会やプログラムの実施
- 地域のファンクラブの設置

STEP 4

■具体的な取組支援の展開

- 住まい：空き家の利活用、家賃や改修費支援
- 交通：交通手段の確保や費用負担の支援
- 就業環境：テレワーク環境等の整備
- 保育・教育：支援制度の検討
- 地域コミュニティへの溶け込み：地域の協力、地域ルールの整理・伝達

関連施策や補助金等の一覧
(35ページ)

STEP 1 地域や生活情報に関する情報発信

二地域居住等を推進していくためには、地域の特性や、地域の暮らしに関する情報を発信することが必要です。二地域居住等の実践者の生活に関する住居や仕事、子育てなどのテーマについて、情報を整理し、一元的に発信していくことが効果的です。



その地域での二地域居住等実践の際の具体的なイメージの醸成

二地域居住等を行うにあたり、その地域の魅力やどのようなライフスタイルを送ることができるか等イメージしやすい情報発信が求められます。その入口として、地元の住民や二地域居住等実践者のリアルな声を発信していくことで共感を得やすくなります。

[関連事例]

■ホームページを用いて、実践者の生活スタイルを紹介

事例：二地域居住情報サイト「ニブンノナガノ -もうひとつは、長野県-」（長野県）

テレワークや副業・兼業など新たな働き方への興味・関心の高まりを受け、長野県での新たなライフスタイルの魅力を発信する二地域居住の情報サイトを立ち上げ、県内各地のテレワークやステイスポットをわかりやすく紹介、二地域居住等に結び付くプロジェクト等の告知に加え、実際に二地域居住をしている方のリアルな声を定期的に配信している。

URL : <https://nibunno-nagano.jp/>



長野県での主な二地域居住の分類型を、

- ・パラレル型
 - ・テレワーク型
 - ・別荘型
 - ・地域課題関与型
 - ・単身赴任型
- と分類し、実践者の事例等を紹介。

■暮らしナビゲーター(住民)が地域の魅力・生活を発信

事例：「島都市デュアル」プロモーション事業（兵庫県淡路市）

都市と島が近接する神戸市、芦屋市、洲本市と4市連携で、WEBマガジンとして二地域居住のプロモーションを実施。都市の文化を味わえる「都市エリア」と自然の豊かさを体験できる「島エリア」をひとつの生活圏として捉え、ちょっと贅沢なライフスタイルを提案している。

単なる観光案内や情報提供ではなく、暮らしナビゲーター（エリアに暮らす人たち）の想いとともに、エリアの魅力を発信し、地元住民とソトの人たちの交流を生み出すきっかけを作っている。

URL : <https://shimatoshi.jp/>





その地域での日常的・生活に関連する情報の発信

その地域での暮らし方や地域コミュニティなどの情報を発信することによって、安心して居住することができる環境を整備し、二地域居住者等（長期滞在者）を増やしています。雪国や地域独自の暮らし方がある地域は、その独自な暮らしぶりをまとめることが有効的です。

[関連事例]

■地元の不動産・ホテル・観光事業者等と自治体が連携し、滞在中の交流事業を展開・発信

事例：「くしろ長期滞在ビジネス研究会」との連携（北海道釧路市）

「くしろ長期滞在ビジネス研究会」は、不動産事業者やホテル、観光事業者を中心構成される長期滞在者（二地域居住者）の受入拡大を目指す団体であり、市が事務局となって相談窓口の開設や滞在施設の紹介、冷涼な気候やひがし北海道の中核都市として充実した都市機能などの強みを活かした各種プロモーションを行っている。また、より地域に根差した滞在となるよう、市民サークルや地域イベントの紹介、滞在中の交流事業等も展開している。

近年では、「コワーキングスペース等利用促進モデル事業」を展開し、利用料の一部助成等を行うことで、就労世代による滞在促進にも注力している。



訴求力のある第3者による情報の発信

地域の魅力や暮らしぶりの情報発信において、地域の関係者に加え、第3者の目から地域を見てもらい、それを発信してもらうことも有効的です。また、訴求力の高い媒体やインフルエンサー等を用いることで様々な層へのアプローチも実現します。

[関連事例]

■都市生活を送るリスナーに向けた情報発信

事例：TOKYO FM 「デュアルでルルル♪」（山梨県）

TOKYO FM で、都市生活を送るリスナーに二拠点居住、テレワーク、週末農業など「ライフシフトのヒント」を発信。働き方、学び方、結婚、子育てなど暮らしをシフトするために知りたいキーワードを届け、ツアーや座談会もあわせて企画した。

(令和4年3月で番組終了)



■インフルエンサーやお笑い芸人等による地域の暮らし発信

事例：白河魅力発信事業（福島県白河市）

お笑い芸人が7か月の間実際に白河にお試し居住を行い、YouTubeで合わせて61本の動画をアップし、白河市の暮らしの様子や魅力を配信した。視聴回数が1万回を超えるものもあり、訴求力のある人材を活用し、効果的にプロモーションを図っている。

事例：インフルエンサーによるお試し滞在等による 暮らしに関する情報発信（群馬県）

SNSのフォロワー等に対して「群馬での滞在中」の様子をダイレクトに発信。滞在した方ならではの地域の情報を伝えている。



STEP 2 相談窓口の設置

二地域居住等を始めようとしている方に対しては、STEP 1 の情報発信で地域に興味を持った後に、具体的なアクションとして、気になることを相談できる窓口の設置が求められます。



希望者の相談を一元化したワンストップ窓口の設置

二地域居住等を始める際、地域側での相談役の存在が重要となります。そのため、ローカルなルール等を相談できる窓口設置等の体制を構築する必要があります。

相談窓口を通じて、地域での具体的な生活を聞くことや、疑問点の解決を図ることができ、また、地域の方々や先輩実践者との関係をつなげることができれば、コミュニケーションを図りながら安心して二地域居住等を進めることができます。

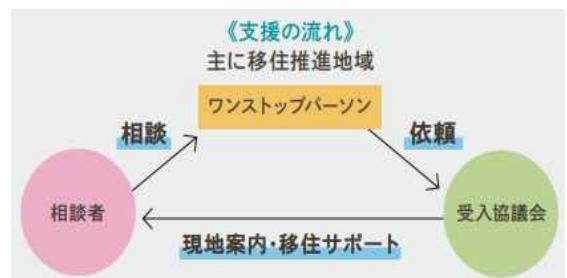
[関連事例]

■あらゆる相談を一手に引き受けるワンストップパーソン制度等の展開

事例：和歌山県

和歌山県では、市町村や地域団体とともに受入協議会を立ち上げ、特に移住に関するあらゆる相談を一手に引き受ける行政担当職員をワンストップパーソンとして配置し、住まいや子育てといった担当部署をまたぐ幅広い相談から、地域の仕事情報の提供やローカルルールに対する助言等、移住前後で支援を行っている。

また、令和2年度には、先輩移住者や地域に根差した活動の実践者で構成された「わかやまナビゲーターズ」を創設し、移住前後の暮らしのアドバイスや仲間づくりを支援している。



首都圏側の企業等のニーズを把握し、トータルサポートの実現

前述のように、相談窓口については、地域内に設置するだけでなく、二地域居住等のもう一つの拠点となりうる都市部等に設置することも効果的です。都心に事務所を構える民間企業にどのようなニーズがあるのかを把握し、その経営課題解決への糸口となる二地域居住等の魅力と方法を提案することによって、企業の理解も得ながら二地域居住等を推進している。

[関連事例]

■対企業等に特化し、都市部側に窓口の設置

事例：二拠点居住推進センター（山梨県）

令和3年4月1日、山梨県内のサテライトオフィス設置やテレワークを検討している企業等の窓口として、山梨県東京事務所内に「二拠点居住推進センター」を開設した。東京事務所内の選任職員が企業を直接訪問し、企業のニーズ、経営課題をヒアリングし、解決に最適なソリューションを提案、セミナーやワーケーションツアー等の開催、県内のサテライトオフィス情報や不動産情報の提供、地域企業との連携、人材支援等のトータルサポートを実現することによって、企業と地域との橋渡しを行っている。

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/nikyoten/documents/nikyotencenterver3.pdf>

STEP3 きっかけづくりとなる取組の実施

(1) 「何度も地域に通う旅、帰る旅」による交流・関係人口の創出

食、自然、農業、歴史、社会・文化、伝統産業・產品など地域資源に触れ、地域に受け入れられるといった体験や感動を得つつ、自身の生きやすさ、心身の充足を実感できる旅は、地域との関係性や参画が段階的に深まるにつれ、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する可能性があります。このような旅を推進していくことで、二地域居住等をはじめとした交流・関係人口の創出にもつながります。



「何度も地域に通う旅、帰る旅」

上記のような旅を観光庁では「何度も地域に通う旅、帰る旅」と位置づけて検討を進めています。具体的には、地域参画の下、徹底した観光マーケティングを展開し、地域住民と観光客の双方が地域のコト／ヒト／モノを深く知り、関係性を深める体験等を通じ、再来の理由・目的を創出するものです。これにより、地域への来訪の高頻度化、滞在期間の長期化、個人消費の増進等が加速され、二地域居住等の推進にも寄与すると考えられています。

詳しくは、下記URLから閲覧が可能です。（観光庁「第2のふるさとづくりプロジェクト」に関する有識者会議）

[【<https://www.mlit.go.jp/kankocho/dai2nofurusato.html>】](https://www.mlit.go.jp/kankocho/dai2nofurusato.html)

[関連事例]

■漁業体験等の滞在コンテンツ

事例：結（ゆい）づくりプロジェクト（三重県鳥羽市）

高齢化による担い手不足で悩む地場産業（ワカメ漁）を再生するため、退職後で余暇時間の長い都市部の高齢者を主なターゲットとして、ワカメ漁の各種作業を滞在型のコンテンツとして、移住・定住体験ツアーと併せて実施。高齢者をターゲットとしたが、40歳以下の参加者も約半数に上り、リピーターの割合が90%を超え、自発的な来訪が繰り返されている。



■家族と自然に融合したコワーキングスペース

事例：湯河原惣湯（神奈川県湯河原町）

都市近郊での日帰りワーケーション需要に対応し、家族同伴やグループでの滞在もしやすいなど多様なニーズに応えるマチの新たな拠点となっている。ブックカフェ、温泉、公園など湯河原由来の地域コンテンツと複数の機能をさりげなく一体で配することで、仕事／観光／暮らし／食／文化・歴史の緩やかな融合と新たな交流を自然に促進。首都圏からの日帰りワーケーション客や、温泉宿に滞在しながら仕事をする観光客、カフェや公園を楽しむ地元住民による賑わいが創出されている。



(2) お試し居住施設、ワーケーション施設、コワーキングスペース・サテライトオフィス等の整備

地域を訪れるきっかけの一つとして、二地域居住等の実践者の仕事の拠点や拠点探しの滞在場所として、お試し居住施設やワーケーション施設、コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備が必要です。

お試し居住については、実際に生活を体験する場所として、またコワーキングスペースやサテライトオフィスについては「他の拠点と同様の仕事ができるか、創造的な仕事ができるかどうか」を体験する場所として提供する必要があります。また、そういった施設において、活発に活動している方や地域のキーパーソンとなる方と接触ができる機会をつくることで、新たな仕事やコミュニティ等が創出されることから、地域活性化の拠点として活用することも可能です。

CHECK! 実践的なお試し居住の実施

二地域居住等を実施するにあたり、住居探しが容易にできなかったり、地域への不安等も生じることから、いきなり実践してもらうことはハードルが高くなります。そのため、まずは地域の魅力や風土を体感してもらうことができるお試し居住が二地域居住等を進めるまでのきっかけとして必要です。

地域の古民家等の活用やシェアハウス型など様々な形態が生まれています。また、単にお試し居住の場を提供するだけではなく、地域の魅力を体験してもらうためのプログラム等の提供も有効的な手段と考えられます。

[関連事例]

■古民家を活用したお試し居住の拠点の創出

事例：蔵の街やどかりの家・IJU テラス蔵人館（栃木県栃木市）

「移住後の具体的な生活をイメージしたい」、「いきなりの移住は不安」、「地域の風土や習慣を実際に感じてみたい」という方に地域を体験してもらうため、「移住体験宿泊」を展開している。1泊2,000円、最大1ヶ月30,000円の宿泊費で栃木市を体験しながら、都心への通勤、テレワーク等といった二地域居住等を体験することが可能である。



■体験型コンテンツを付けたお試し居住の展開

事例：南房総市トライアルステイ業務委託事業（千葉県南房総市）

観光や滞在だけではなく、暮らすように南房総市に滞在すること（トライアルステイ＝試住）で、移住を現実的に検討するためのプログラムを展開。「農ある暮らし型・まもなく移住型・古民家型」といったテーマを設け、希望者がお試し居住できる住宅を市内3か所（街中/里山/海近）に用意し、併せてニーズに応じた地域の体験メニューの提供までを無料で実施。申し込み審査で移住確度の高い人に絞り、令和2年度は申し込み31組に対し、18組の受け入れを行った。



令和2年8月～令和3年2月で、申し込みは31組あったが、コロナ禍によるキャンセルや審査で移住確度の高い人に絞ることで、合計18組46名が利用した。うち2組9名が半年以内に移住予定である。お試し居住は二地域居住等のきっかけにもなる取組であり、単なるお試し居住に加え、その地域の体験を付加したプログラムの展開も有効である。

■空き家を改修した「すみはじめ住宅」

事例：神山で家さがし（徳島県神山町）

神山町は、平成22年以降、IT系企業のサテライトオフィス進出が相次ぎ、人気のまちとなっている。“最初の滞在場所”として活用してもらうため、1年半（更新して最長3年）の条件で、小さな町で顔の見える関係構築をコンセプトに「すみはじめ住宅」等を整備している。

具体的には、町内2地区の空き家を改修し、1軒は地域の人向けの共有サロンも併設したシェアハウス、もう1軒は商店街に面しており、併設された店舗には事業者が入居し、奥は単身者やカップルが暮らせるサイズの住宅となっている。町外から来た人の滞在場所の確保に加え、地元の人たちにもっとリノベーションに触れてもらい、空き家等の地域資源の活用意識を醸成させる役割も担っている。



出典：インkamiyama

■交通事業者と沿線自治体の連携によるお試し居住の展開

事例：「おためし暮らし」兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市/JR西日本

ニューノーマルな生活の対応として、JR西日本は、令和3年4月から、兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市の沿線3市と共同で、「おためし暮らし」と銘打った共同プロジェクトをスタートさせた。

「仕事はそのまま、ローカルに暮らし、ときどき出社」のキャッチフレーズで、京都、大阪、神戸の近畿3都市への通勤者がいる家庭に1～10ヵ月間の期間限定で3市にお試し居住をしてもらい、将来的な定住人口拡大や二地域居住促進につなげようとしている。



住まいは、古民家のリノベーション住宅など、主に戸建て住宅をまとめてホームページ上で自治体が紹介。高速インターネット環境が整備されたものや、近隣にコワーキングスペースが立地する物件もあった。賃料は1ヵ月3万～9万7000円で、自治体が定額または一定割合を支援する住宅もあり、滞在期間により6～10ヵ月間の「長期」と1～3ヵ月間の「短期」の2タイプに分かれ、短期には住宅に家具や家電製品が用意された。

一方、移動には、JR西日本が「鉄道サブスクサービス」を展開し、毎月一定額を支払うと、月20回まで最寄り駅から京阪神のオフィス最寄り駅までの特急を含む列車に乗車することを可能とした。

※上記は2021年度のサービス概要であり、2022年度以降はサービス内容を変更して新規リリース予定である。



コワーキングスペース・サテライトオフィス等の設置・活用

二地域居住等の促進に向け、コワーキングスペースやサテライトオフィス等の拠点を整備することによって、テレワーク等による来訪の増加に繋がる空間やサービスに取り組まれている事例があります。

場所によらず収入を確保する新しい働き方を可能にし、新たな人の流れを創出することが期待できます。さらに、多様な人々が集まり交流や学び合いが生まれ、地域課題の解決に取り組むような動きや、企業と住民が連携した共創プロジェクトが生まれるコミュニティを持つ場になる可能性があります。

[関連事例]

■シェアオフィス・サテライトオフィスの設置

事例：富士見森のオフィス（長野県富士見町）

富士見町では、平成 26 年度から「富士見町テレワークタウン計画」によりテレワークを推奨し、サテライトオフィスとシェアオフィスが一体となった施設を整備した。元大学の保養施設を改修したもので、令和元年には宿泊棟、令和 3 年にはキャンプ場も新たに整備され展開している。



サテライトオフィスは 7 社が使用しているほか、シェアオフィスは 1,000 人程度の会員を有しており、うち半分が県外の利用者となっている。（令和 3 年 12 月時点）

受入側のコミュニティを整えるため、富士見森のオフィスを拠点として、地域住民と交流を図る場や地域課題の解決の場を確保することで、二地域居住者と地域住民が理解しあえる機会を設けている。

■サテライトオフィス等お試し体験事業費補助金の実施

事例：サテライトオフィス等お試し体験事業費補助金（山梨県）

山梨県への進出に関心を有する法人に対して、県内に滞在しサテライトオフィス等を活用してテレワークなどを行う「お試し体験」の支援を行っている。山梨の優れた環境を体験し、地域を理解する機会を提供することで、企業移転等へつなげていくことを目的としている。

山梨県への企業移転等に関心のある県外企業を対象として、県内のコワーキング等を使って行うお試し体験の交通費、宿泊費、施設利用料などを県が補助している。既存の仕事をしながら、山梨を充分に体験できるワーケーションツアーの参加経費も県が補助している。

(3) 地域住民との交流機会やプログラムの実施

地域を訪れる・知るきっかけの一つとして二地域居住等の希望者と、地域住民との交流機会を創出することが重要です。体験プログラムを通じて、地域の暮らしや風習などに触れながら、希望者が地域に住んでいる方々の生の声を聞き、その地域の良いところや悪いところ、自分がしたいことをしながら生活していくことの可能性などを知ることができ、二地域居住等をする際の判断材料となります。また、地域の方々にとっても、繰り返し自分の生活等を紹介することで、地域の価値を再発見することや、“よそ者慣れ”することで受け入れ体制の構築にもつながります。

なお、これらの交流機会を通じて知り合った方々との関係は、二地域居住等の実施後も継続させていくことが大切です。引き続き、交流機会を提供していくことで、安心して生活する土壤ができ、多くの実践者を呼び込むことにつながっていくことが期待できます。

CHECK! 一過性の交流イベント・ツアーの実施

交流イベントやツアーを通じて、地域の認知・関心を高め、来訪のきっかけづくりができます。また、地域の方々と交流の機会を創出することは、その後の継続的な来訪に繋げるために有効です。

[関連事例]

■体験ツアーの実施

事例：1泊2日無料個別移住体験ツアー（愛媛県西条市）

交通費・宿泊費・食費が全て無料の1泊2日の移住体験ツアーは、参加者を東京・大阪で開催されるセミナー参加者の中から招待し、日程、体験先などを相談しながら個々のニーズに対応するオーダーメイド型であることが最大の特徴。地域の人たちや先輩移住者との交流により、実際に西条市で生活する姿をイメージできるツアー内容になっている。



2018年より実施し、4ヶ年で48組/125名が参加し、そのうち14組/39名が移住している。（現在はコロナにより休止中）

■若者の地方体験交流事業

（国土交通省国土政策局）

国土交通省では、地域の活性化、地域の情報発信等を目的として全国の市町村が企画する体験交流型のプログラム（地域づくり活動、農林漁業体験、就業体験等）を「若者の地方体験交流事業」としてとりまとめを行い全国の大学生等に情報を発信している。

このプログラムに参加することで、地域の人たちとの交流や地域づくり活動の一端に触ることができ、特に大学生等の若者に参加してもらい、地域課題等を考えながら、地域の方々との交流を深め、その後も継続して関わりを持ってもらうことで、自分の“ふるさと”と呼べる場所をつくることが可能。将来、地域づくりに携わりたいと考えている若者にとって良いきっかけとなることが期待できる。





継続的な交流プログラム（関係人口）の実施

交流プログラムを継続的に実施することで、単なる来訪では味わえないより深いコミュニケーションの中で「地域の一員」としての喜びを実感し、関係人口に繋がる可能性があります。

[関連事例]

■宿泊施設による地域参加の機会の提供

事例：TENJIKU 吉野（奈良県吉野市）

ゲストハウスを拠点として、無料で宿泊出来る代わりに宿泊者が地域の簡単なお手伝いをする新しい旅のスタイルを提案している。リピーターも多く、利用者の中には、実際に住む物件を探している方もいる。

■地域課題を通じた関係人口の創出の取組

事例：信州つなぐラボ（長野県）

長野県の地域に約半年間関わるプログラムを実施している。プログラムは地域住民と出会うフィールドワークからスタートし、その後テーマに基づいた具体的なプロジェクトを構想し、実践する。最終的にプロジェクトや地域に関わる過程を成果報告会で発表。県内外に向けて広く発信されるものである。地域課題の解決に寄与する中で、地域とのつながりを深めていくことができるプロジェクトとなっており、事業終了後も継続して地域と関わる者も多い。(R3 実績 68人申込 22人選考・参加 R2 実績 53人申込 15人選考)

(4) 地域のファンクラブの設置

地域に関心を持っている方々との関係を継続させるために、地域のファンクラブを設置し、その方々を対象としたイベントやプログラムを実施することも効果的です。ファンクラブ会員には、広報など地域の情報と併せて、二地域居住等に係る情報を定期的に発信することで、着実に意識づけし、かつ意識を持ち続けてもらうことができます。

CHECK! 様々なファンクラブのあり方

[関連事例]

■ふるさと納税を活用した幅広いファンの確保

事例：気仙沼ファンクラブ（宮城県気仙沼市）

平成25年3月に、気仙沼市では「気仙沼ファンクラブ」を設置し、市からの各種案内や市内飲食などの協力店において会員特典（割引等）が受けられる仕組みとなっている。「ファンクラブ通信」は年6回（ペーパー2回、メール4回）発信され、市内のイベント情報や見どころなどの情報がリアルタイムに掲載されるとともに、過去のバックナンバーも閲覧できるようになっている。

ふるさと納税の募集や返礼品等の送付時に積極的に勧誘が行われているとともに、市民に対しても市外に住む家族や知人への宣伝・勧誘が働きかけられている。それらの努力によって、会員数は12,825人（R4.1.31現在）となっており、関係人口の拡大が図られている。



出典：気仙沼市公式ホームページ

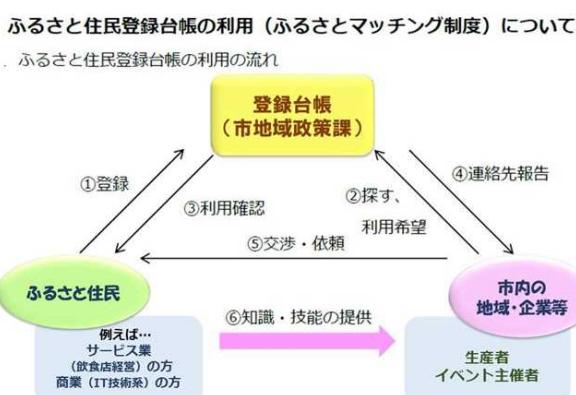


『世界にひとつ』あなただけの会員証

■「手伝いたい」と思う住民外の活躍による強いつながりづくり

事例：ふるさと住民登録制度、ふるさとマッチング制度（熊本県天草市）

天草市では、ふるさと住民登録制度として、協力者を「ふるさと住民（あまくさんサポーター）」として登録し、「自身が市に協力できること」や「市のためにやりたいこと」も市役所に登録される。市役所では、市内の団体などの利用希望に応じて登録情報から意欲やスキルを持ったサポーターをマッチングし、お互いにつながりを深めながら、ともに市を盛り上げている。天草市の出身者のみならず、天草のファンも力になりたいとして、令和4年2月現在で500人以上が登録されている。



出典：天草市役所ホームページ

■登録例

できること	ジャンル
・農産物等を海外（中国、香港、台湾等）へ輸出版売、販路の拡大 ・観光客誘致（中国、台湾等）、ホテル投資	産業支援・販路拡大
ふるさと納税をする	ふるさと納税
天草産商品の購入	商品の購入
SNS等で帰省した際の画像等をPRする	情報発信（SNS等）
TV、CM、サイト等で天草が紹介された際、PRができる	情報発信（SNS等）
Facebookで天草の魅力をPRする	情報発信（SNS等）
天草への観光客増加のために多方面でPRする	情報発信（SNS等）
展示会等の開催、地元作家等との交流他	イベント支援
展示会等の開催、地元作家等との交流他	イベント支援
フェイスブック等、SNSを通じての宣伝活動（特に五和町のイルカウォッチング等を中心に行なう情報拡散）	SNS関連
・Facebook等のSNSで天草をPRする ・購入できるものがあれば購入する（SNS等）	情報発信（SNS等） 商品の購入

STEP4 具体的な取組支援の展開

(1) 住まい

二地域居住等には拠点となる場所が必要ですが、持ち家や賃貸住宅、ホテルやゲストハウス等、様々な形態があります。地域内の居住施設を実践者にとって利用しやすいよう整備しておくことが推進には効果的です。

例えば、空き家バンクを活用した空き家の斡旋や、斡旋した住宅の改修費用の補助、定額制住居サービスを行っている企業との連携が考えられます。

CHECK! 住まいや拠点の確保の支援

地域内の遊休不動産などを二地域居住者に有効に活用してもらうことは、地域にとっても有益です。移住だけでなく通いによる空き家の活用を想定すること、提供可能な物件等の情報を魅力的かつ効果的に伝えること、移動やリフォームにかかる費用に対する支援を行うことなどにより空き家の活用の促進につながります。

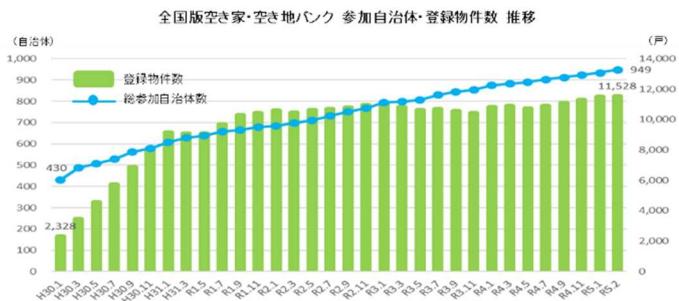
[関連事例]

<実践者向け支援>

■全国版空き家・空き地バンク

(国土交通省不動産・建設経済局)

国土交通省では、地方公共団体が把握・提供している空き家や空き地の情報について、地方公共団体を横断して簡単に検索できるように「全国版空き家・空き地バンク」を構築した。平成30年4月から民間事業者2社により運用を行っている。令和5年2月時点で949の地方公共団体が参加し、11,528件の物件が登録されている。



■空き家のリフォーム費用に対する支援

事例：あったか住まいるバンク・空き家バンクリフォーム補助金（栃木県栃木市）

栃木市では、自治会と連携して空き家の早期発見・活用に取り組んでおり、空き家バンク「あったか住まいるバンク」の運営とともに、空き家バンクを通じて購入した物件について、リフォーム工事費等の2分の1（リフォーム工事50万円・家財処分10万円を上限）を補助する「空き家バンクリフォーム補助金」を実施している。

<事業者向け支援>

■事業者や空き家所有者向けの空き家活用ビジネスに対する支援

事例：空き家活用ビジネス（山梨県）

山梨県では、空き家を活用してビジネスをしたい事業者と空き家所有者をマッチングする仕組みとして、空き家活用ビジネスを検討している事業者向けの相談窓口を設置するとともに、空き家活用事業の認定を行っている。認定事業を実施する者に向けては、県、市町村、不動産団体等の協力の下で、空き家情報の提供などの支援を実施するとともに、具体的な空き家活用に結びついた際には、空き家所有者向けの改修費補助制度において支援を行っている。



建築物が簡易宿所として取り扱われる場合の各種制度の取扱い

一つの建築物を複数の居住者が交代で利用する「定額制住居サービス」など、生活の質を高めつつ、住居費等の負担も軽減できるサービスが登場していますが、このようなサービスに利用される建築物は、保健所の判断により、旅館業法上の簡易宿所として取り扱われることがあります。

簡易宿所として取り扱われる場合は、以下のような規定を活用することができます。

■玄関・玄関帳場・フロントの設置の不要化(旅館業法)

次の要件を満たす場合は、玄関や玄関帳場、フロントの設置をしないことができます。

- 1) 事故が発生したときなどの緊急時に迅速に対応するため、おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制などが整備されていること。
- 2) 玄関帳場などに代替する機能を有する設備を設けること。(例えば、ICT を活用して宿泊者名簿を記載すること、ビデオカメラ等により常時鮮明な画像で宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認ができること、鍵の受け渡しを適切に行うことなどにより代替できます。)

【参考：旅館業における衛生等管理要領】

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html>

※ 上記 HP 内「関係法令」に掲載の「公衆浴場における衛生等管理要領等について（全文）」の別添 3 「旅館業における衛生等管理要領」をご確認ください。

■消防用設備等の設置基準の合理化(消防法)

旅館業法上の簡易宿所であっても、一定の条件（※）を満たすものは、消防法令上の用途は一般住宅として取り扱うこととなり、消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が不要となります。

※ 以下の①②を満たすとき

- ①住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく民泊と同様の利用形態（一戸建て住宅又は共同住宅等の一戸において宿泊のサービスを提供するもの）となることが確認できる場合
- ②家主等が常駐・居住するなど不在とならず、かつ宿泊室の床面積の合計が 50 m²以下である場合

なお、一般住宅ではなく宿泊施設として取り扱う場合であっても、当該簡易宿所の延べ面積等に応じて、消火器、自動火災報知設備等の消防用設備等の簡略化・省略が可能です。

【民泊において消防法令上求められる対応等に係るリーフレット（令和 4 年 3 月時点版）】

※ 住宅宿泊事業法に基づく民泊だけでなく、上記の条件①を満たす旅館業法上の簡易宿所にも活用できます。

URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post20.html>

■用途制限の緩和(建築基準法、都市計画法)

簡易宿所は住居専用地域では立地できませんが、以下の場合は制限を緩和することも可能です。

- ① 建築基準法第 48 条ただし書きに基づく許可

建築基準法第 48 条に基づき公聴会等の手続きを経て、建物が良好な住居の環境を害するおそれがないとして許可を受けた場合

- ② 地区計画（都市計画法第 12 条の 4）や特別用途地区（都市計画法第 9 条）の活用

建築基準法第 49 条及び第 68 条の 2 に基づき、地域住民等にとっての良好な住環境を形成・保持しつつ、その地区にふさわしい土地利用を図るために必要と認められた場合

(2) 交通

二地域居住等の実践者が負担に感じているものの一つに交通費があげられます。地域間の移動に関する負担を軽減すること、また地域内での移動手段の確保や費用負担を軽減することが推進には効果的と考えられます。



地域間移動 一費用負担の軽減一

二地域居住等には、多様な地域の組合せの居住形態があり、さらには往復の頻度も人によってまちまちであることから、遠方かつ頻度の多い往来には相当な費用負担が発生します。このため、自治体や公共交通機関において、その負担を軽減するべく様々な取組みが模索されています。

[関連事例]

■転出抑制の目的も含めた通勤費の支援

事例：通勤者特急券購入補助金（栃木県栃木市）

東武鉄道を利用して東京圏内に通勤する人に対して、東武鉄道特急券の購入費を1か月あたり最大1万円補助している。栃木市のメイン公共交通機関である東武鉄道は東京と直結しており、東武鉄道を使用して通勤（特急利用）している人向けの補助金を用意している。転入促進だけでなく転出抑制の面もあり、対象者は移住者に限らない。

■新幹線乗車券等購入費等の支援による二地域居住者等の確保

事例：佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金（新幹線乗車券等購入費支援金） (長野県佐久市)

令和2年11月1日以降に、長野県外から移住してきた人や長野県外との二地域居住を始めた人が、リモートワークを実践する場合の支援金を交付している。4種の支援金があるが、そのうち、新幹線乗車券等購入費支援金は、二地域居住者等が通勤や商談などのために、新幹線を利用する場合、最長36ヶ月、月額上限2万5千円を支給するものである。

佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金

注

※扶養の確認

① リモートワーク実践者

以下、2~6は、リモートワーク実践者とした人のことです。

② 新幹線乗車券等購入費支援金

③ 新幹線乗車券等購入費支援金

④ 新幹線乗車券等購入費支援金

⑤ リモートワーク実践者

JR西日本 × 沿線自治体

おためし暮らし

■自治体と公共交通機関の連携による運賃サブスクサービス(再掲)

事例：「おためし地方暮らし」(兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市/JR西日本)

京都、大阪、神戸の近畿3都市への通勤者がいる家庭に1~10か月間、3市が設置したお試し居住施設に滞在してもらい、将来的な定住人口拡大や二地域居住促進につなげる。JR西日本は、参加者の移動交通費のサービスとして「鉄道サブスクサービス」を考案。毎月一定額を支払うと、月20回まで、最寄り駅から京阪神のオフィス最寄り駅までの特急を含む列車に乗車できる。



出典：令和3年4月7日 JR西日本プレスリリース

■移住や二地域居住、継続的な関係づくりを希望する県外在住者のための支援

事例：ふくしま「テレワーク×くらし」体験支援補助金（福島県）

福島県では、移住や二地域居住または継続的な関係づくりを希望する県外在住の方が、県内に一定期間滞在しコワーキングスペースなどでテレワークを行った場合にかかった費用（宿泊費、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカーレート）の一部を体験支援補助金として、最大30万円まで補助している。体験支援補助金は、1～3ヶ月間の長期コースと5泊6日までの短期コースがあり、費用負担を軽減することで、福島でのテレワークや暮らしを体験するきっかけとしているため、幅広いテレワーカーに利用されている。



出典：福島県 HP



地域内交通

一自動車での移動をしやすい環境の提供一

二地域居住先での地域内の移動は、自治体等が運営する乗合タクシーや乗合バスの利用に合わせて、自家用車による移動も考えられます。二地域居住等の実践者にとって、移動をすべて自家用車にすると負担になることもあるため、拠点間は電車等で移動し、地域内は自家用車等を利用するといったケースがあるようです。駅前の駐車場を無料で利用されることや、レンタカー等で移動手段を充実させることで、利便性が向上します。

[関連事例]

■地域経済活性化を兼ねた移住者に対する車両取得支援

事例：軽自動車購入費助成金（埼玉県秩父市）

秩父地域外から市内に移住した際に自動車を有していない方が、市内の販売店で軽自動車を購入する場合、30万円を限度に車両本体購入費の一部を助成している。移住者への支援とともに、地域経済循環の促進も目的に展開している。

(3) 就業環境

テレワーク等の普及により、現在の仕事を辞めずに就業場所から遠い場所で仕事や居住ができるようになりました。それにより個々人の働き方も多様化しています。ライフスタイルに合わせた就労ができるようテレワークがしやすい環境を整えたり、地域内の起業、就業や、副業・兼業が行いやすい環境整備を図ったりすることが効果的です。



テレワーク・ワーケーション支援

—多様化する二地域居住者の働き方・新たなニーズへの対応—

テレワークやワーケーションをする方にとって、快適な仕事環境、オフタイムの充実、費用の抑制は大切な要素となります。それらのニーズに応えながら、来訪のきっかけづくりや継続的に来訪してもらうための仕組みづくりを行い、移動や滞在費等の支援を行うのは有効な手段となります。

[関連事例]

■テレワーク実施者に対する支援

事例：テレワークの体験に対して助成を実施（おためしナガノ）（長野県）

地方にサテライトオフィスなどの拠点の設置を検討している首都圏などのIT企業や、長野県を仕事場にしたいIT関連従事者を対象として、長野県内のオフィススペースの利用料や引っ越し代、県外での業務上の交通費、家具・家電・自動車のレンタル料などを最長5ヶ月間補助するもの。長野県内にお試しで居住して仕事をしてみる機会を提供することで、IT人材を誘致し、本格的な居住や拠点の設置を検討してもらうことを目指し実施している。



出典：おためしナガノ特設サイト

（実績）R2：99組（168人）申込のうち12組採用／R3：58組（91人）申込のうち24組採用

■地域の宿泊施設を活用したワーケーションの推進

事例：阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業（熊本県阿蘇市）

温泉街などを中心とした市内宿泊施設において、お客様の利便性を高め、各施設の特性に応じた受入れ環境を整えるべく、Wi-Fi環境の基盤整備を実施した。令和2年度は、阿蘇市内の宿泊施設（旅館業法の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」の許可を得ている宿泊施設及び住宅宿泊事業法の届出のある宿泊施設）のうち、32施設を整備したほか、これらワーケーション対応宿泊施設、阿蘇でのワーケーションのモデルプラン、子どもの一時保育預かりなどの役立つサービス等を紹介するためのホームページを構築し情報発信している。



出典：阿蘇ワーケーションHP

■リモートワーカーを呼び込むため市内をまるごとサテライトオフィスとして環境整備

事例：富士吉田市まるごとサテライトオフィス事業（山梨県富士吉田市）

山梨県富士吉田市では、リモートワーカーを呼び込むため、令和4年度より「仕事場所」と「滞在場所」の両方を提供できるワーケーション環境を整備する「富士吉田市まるごとサテライトオフィス」事業を実施し、富士山駅ビルにコワーキングスペース＆コミュニケーションハブ「ドットワーク Plus」を設置、提携ワークスペース（市内40箇所以上）・提携宿泊施設（市内約10箇所）を設置し「日常型ワーケーション」環境を整えている。



出典：ドットワーク Plus ホームページ



地域内就労支援

一二地域居住者の居住形態や希望に応じた仕事のマッチング

二地域居住等の希望者的心配ごとのひとつとして、もう一つの拠点にいる際の「仕事（収入）の確保」が大きくあります。これに対して、地域で雇用を受け付ける事業者とのマッチングや、希望者の望む働き方に応じた仕事の紹介などが行われています。

[関連事例]

■二地域居住者等の希望する働き方に応じた地域内の仕事とのマッチング

事例：おぐにマルチワーク事業協同組合（山形県小国町）

小国町では、特定地域づくり事業協同組合制度に基づき、令和3年10月に「おぐにマルチワーク事業協同組合」を設立し、マルチワーカーに職種や時間帯などの希望する働き方に応じて、地域内の事業者とのマッチング・派遣を行っている。

現在、ガソリンスタンド・ペレットの配達や酒造りなど季節に応じて繁忙期が生じるため常時ではないが、マルチワーカーの派遣を希望する14の事業者が参画している。現在、3名を雇用して派遣しているが、その中には、週の半分は東京で仕事し、残りの土日等に自費で通って町内で働く人もおり、農山村における新しい働き方を実践している。

出典：おぐにマルチワーク事業協同組合ホームページ



移住のきっかけは山の仕事。森の資源を仲間とともに仕事に



伝統的な製法を守りつつ、次世代に繋がれるお酒を作りたい。



仕事も趣味も面白いこと、楽しいことを見つけるのが好き



牛を育てる。この仕事が趣味みたいなもの

■一人ひとりへの仕事先への丁寧なマッチング

事例：漁業関係就業希望者への紹介（北海道利尻富士町・利尻町）

漁業が盛んでありながら人材不足に悩む利尻富士町・利尻町では、漁師の担い手確保に向けて、両町・漁業協同組合・北海道の関係機関で立ち上げた「利尻地域漁業就業者対策協議会」により、漁師を志す人へ対策や支援を行っている。

漁業後継者や漁業協同組合への就業するために定住を希望する場合には、住宅確保に向けた関係者との取り次ぎも行っている。

出典：利尻町ホームページ





起業、副業・兼業支援

一二地域居住者の意欲とスキルを活用した地域課題の解決ー

二地域居住等の実践者の中には、起業や副業・兼業により、高いスキルや知識を活かして活躍されている方が少なからずいます。このような人の意欲と行動力をうまく地域とマッチングすることで、地域住民のニーズへの対応や地域資源の発掘など、地域課題の解決等が期待されることから、二地域居住者の個人のための支援の域を超えて、積極的に支援していくことが望まれます。

[関連事例]

■地域の課題解決・アイデアに協力する二地域居住者等への支援

事例：郡上カンパニープロジェクト（岐阜県郡上市）

郡上市では、平成 29 年から「郡上カンパニープロジェクト」として、移住や新規雇用を生み出す共同創業プログラムを開始した。

新たな創業を目指す地元発案者と移住者がパートナーとなって、二人三脚で新規事業づくりを進める仕組み。事業の特徴は「郡上らしさ」であり、郡上の人・自然・文化を成長させる地域資源を活用した事業が立ち上げられている。令和 3 年度末までに 6 事業が事業化の目途を立て任期を終えた。

地域課題の解決（創業）と移住をセットにした事業であるが、二地域居住者がプログラムに参加することも可能である。



■地域で副業する市外の企業人の応援

事例：「副業」応援市民プロジェクト事業（富山県南砺市）

南砺市では、平成 28 年から南砺市にかかる人を増やす「応援市民制度」に取り組み、平成 30 年からは、副業人材を活用した関係人口の創出を目指し、地域企業と都市部の副業人材をマッチングする「副業」応援市民プロジェクト事業を推進してきた。令和 2 年度までに 349 人が応募し、15 社が計 17 名の副業人材を受け入れている。

市では、地域おこし協力隊や、住民自治を推進する中間支援組織「なんと未来支援センター」と連携して、地域課題を応援市民の受け入れ可能な事業（応援活動）にするまでサポートをしている。ポータルサイトに活動情報を一元的に掲載し、応援市民が応援活動に触れやすく、参加しやすい環境を提供している。

出典：南砺市応援市民登録者募集パンフレット



■行政における兼業・副業による外部人材の活用

事例：戦略推進マネージャー（広島県福山市）

行政だけの「自前主義」から脱却し、外部の新しい発想を取り入れて重要な施策を効果的に推進するため、平成30年3月に、民間企業の最前線で活躍する専門性の高い人材を「戦略推進マネージャー」として、兼業・副業で独自予算により採用した。

戦略推進マネージャーは、民間のマーケティング手法やソリューションを活用した新たな施策・戦略を立案するとともに、自らが持つ人や企業のネットワークを活かし、様々な関係者を巻き込みながら、そのアイデアを実現させている。

現在、第2期戦略推進マネージャーとして、医療機器メーカーと総合コンサルティング会社に所属する2名が兼業・副業で活躍している。平成30年3月に採用した第1期戦略推進マネージャーのうち4名は、「福山市政シニアマネージャー」として引き続き市政に携わっている。



【写真】2018年3月 委嘱式

出典：福山市ホームページより

(4) 保育・教育

二地域居住等の実践者においては、単身者、夫婦、子供のいる家族など、様々な世帯の形がありますが、子供のいる家族の生活環境も考えると、幼児に対する保育制度や、小中学生の義務教育のあり方等を検討していくことが必要です。

CHECK! 保育時の一時預かり事業

就労等のために家庭における保育が困難であり、主な生活拠点において子どもを認可保育所等に預けている保護者が、二地域居住等により主な生活拠点とは別の市町村において一時的に子どもを保育所等に預ける必要が生じた場合には、一時預かり事業を利用することが考えられます。一時預かり事業の利用方法（申込み期限や利用期間など）は、各市町村で異なることから、保護者に分かりやすい形で案内することが大切です。

CHECK! 区域外就学制度を活用した二地域間での就学

義務教育期間中の児童・生徒がいる家族の二地域居住等を推進するために、区域外就学制度を活用することができます。

[関連事例]

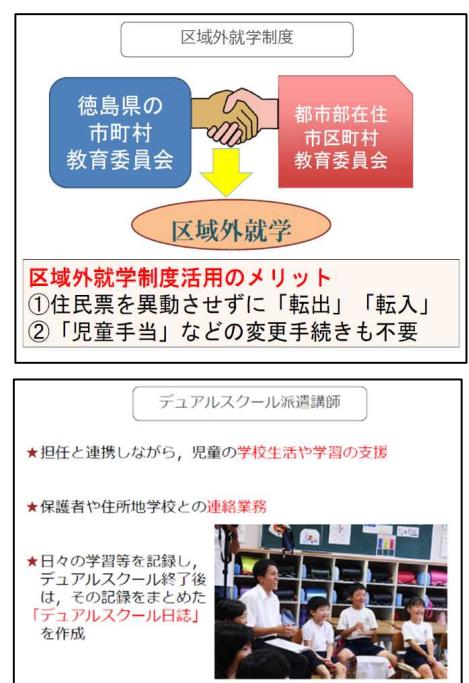
■事例：デュアルスクール（徳島県）

サテライトオフィス進出が進む徳島県で、ある企業の経営者から「自分は自由に職場を移動できるが、子供は学校があるから一緒に行き来できない。なんとかできないのか？」という言葉をきっかけに、徳島と東京の教育委員会等の調整のもと、最初のデュアルスクールが実施された。平成28年10月から令和3年12月までに9家族が17回利用している。

学校間での学習進度に関しては、「デュアルスクール派遣講師」により調整等がなされることにより、安心して徳島での学校生活をおくることが可能となっている。デュアルスクール派遣講師は、徳島県教育委員会が臨時講師として採用し、デュアルスクールを行う児童1人に対して1人配置されている。教科書や授業の進捗が違うことで生じる児童の負担等を軽減するため、児童の二地域居住元となる学校へ学習状況の聞き取り等を行い、徳島の学校との学習内容の違いを把握した上で、授業中に児童に対する支援等を行っている。

デュアルスクールの取組に関し、受入校の小学校長からは「学校にとっても子供たちにとっても本当に大きな成長に繋げることができている」、体験児童や児童の保護者からは「相対的なパースペクティブ（視野）を小さいころから持てるっていうのがデュアルスクールの一番の意味」、「学校の友達も、近所の人も優しく受け入れてくれたのが嬉しかった」、「(移住へ)の気持ちは高まります」と肯定的な意見がでている。

資料引用：全国二地域居住等促進協議会 HP 先進事例 徳島県デュアルスクール説明資料
(URL : https://www.mlit.go.jp/2chiiki/advanced_cace.html)



関連事例のように、例えば徳島県が平成 28 年から始めたデュアルスクールは、地方と都市の両方の良さを教育活動に取り入れることができるよう、地方と都市の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開することができる「新しい学校のかたち」です。「区域外就学制度」を活用し、徳島と都市部の 2 つの市区町村教育委員会が協議し、承認することで、児童の住民票を異動させずに転校することが可能となります。それぞれの市区町村の教育委員会の連携・合意が必要ですが、双方の授業日数が出席日数として認められるため、2 つの学校を 1 年間に複数回行き来することも可能です。児童にとって多様な価値観が醸成されることに加え、保護者にとっても、新たな働き方やライフスタイルを実現することで、子どもと過ごす時間が増加し、二地域居住等の促進につながります。

なお、区域外就学制度は、学校教育法施行令第 9 条に定められていますが、市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、住所の存する市町村の教育委員会の設置する小学校・中学校・義務教育学校以外の学校への就学を認めることができます。文部科学省初等中等教育局からの通知（「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について（通知）」平成 29 年 7 月 26 日 29 初企第 22 号）により、この「相当と認めるとき」には、地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれる旨が記載されており、二地域居住等の促進を後押しする内容となっています。

それぞれの市区町村の教育委員会が連携し手続きを行う必要があることや、児童の使用する教科書や学習進度が異なることの調整及び派遣講師の確保などの課題があるため、取組を進めるためには十分な準備等を行い、関係者間でよく協議することが必要です。

(5) 地域コミュニティへの溶け込み

コロナ禍やテレワークの普及で地域への関心が高まる中、豊かな自然や田舎での生活、スローライフ等に憧れて二地域居住等を始める人が多々いると思われる一方、「地域に馴染めなかった、こんなはずではなかった」とやめてしまうという人も少なからず見られます。

地域外の特に都市部から来られる人の中には、自治会・町内会への加入や草刈り等の共同作業等といった地域のルールがわからない・理解できないといった場合があります。また更に、二地域居住等の実践者は地域に不在となることが多いため、ルールを守れなかったり、コミュニケーション不足によって住民トラブルとなる場合もあります。

二地域居住等の実践者が地域に溶け込み永く生活していくためには、自治体の担当者や地縁組織が、地域のルールを把握・整理し、事前に二地域居住等の希望者にしっかり伝えることや、日頃から地域住民とコミュニケーションを取り、二地域居住等に対する考え方を十分に共有しておくことが重要です。



二地域居住者のみならず、地域住民の生活に関する意識の共有化

[関連事例]

■移住者のみならずコミュニティとしての慣習やルールの共有化

事例：集落の教科書（京都府南丹市）

南丹市では、移住者等を地域へ溶け込みやすくするため、また地域の若者等に歴史文化等を着実に継承していくために、集落ごとの「集落の教科書」の作成を支援している。

内容は、古くからある慣習や共同作業、冠婚葬祭の方法などをまとめたもので、もちろん集落ごとに異なる。また、ルールの強弱や個人間で認識の違いがあるため、住民に聞き取り・話し合いを行い作成される。

美山町宮島地区の例では、明確なルールとして規定するのではなく、「住民の想い、移住者の声」や「宮島暮らしあるある」など表現に十分配慮し、傾向として多数の住民が認識し、守っている慣習・ルールを、緩やかにまとめている。

コラム
引っ越したらまずこれをしよう！

市役所に行って、住民票を移すだけが引っ越しではありません。まわりのことをよく知って、よりよい新生活のスタートを切りましょう！

①区長さんに挨拶しよう。
各集落ごとに自治をする組織があり、そのトップが区長です。（P16参照）

②ご近所さんに挨拶しよう。
区長さんに挨拶いくと、年間行事からゴミ捨て場まで色々と教えてくれます。「集落（区）」より小さい「組」という単位（約5-15戸）があり、その範囲には挨拶まわりをすると丁寧です。

宮島暮らしあるある…
あるある① 家に帰ると玄間に野菜が置いてある
ある日突然、玄関や軒先に野菜や米が置いてある！キツネやタヌキがモノノカ…そんな心配は無用です。家で食べるための野菜を自前の畑で育てている家庭が多く、沢山とれたので分け合っている心配です。
どうながくだったかわれば、お礼をしましょう。言葉だけでもOK。何かの折に、声をかけたり助けたり。風通しの良い集落の付き合いです。

9

3. 美山町宮島地区の様子

宮島地区的「団体いろいろ」

宮島地区には自治や交際の様々な団体があります。
また、地域を守っているため加入が必要な団体もあります。
地域の行事や団体に積極的に参加することで、早く地域に溶け込みます。

●年齢によって分かれれるもの
若い方には「ひっ迫だ！」力仕事をまかされることもあります。
上手なやりかたを、年上の人にきてみよう！

●T.A子ども会
以前子ども会が担当していたことを、学校PTAではすることが多くなっています。
他の団体と一緒に活動でき、親が中心になるのが「子ども会」ではない。
美山小学校PTA 翁下地区見守り、環境作業、親子活動、道詠道番など
美山中学校PTA 学校の清掃、見守り、集落の美化活動など
美山子ども会 どりや山口子ども会が中心になり、地域と連携をとりながら子供の成長をみまもる。
(地域行事への参加など)

消防防災(P47)や集落の役(右ページ)など、自治運営の中心を扱っていく世代です。地域で行われるイベントやお祭りでも、運営の中心になってるのはこの世代である場合が多いです。

自衛消防隊 消防隊を退団した男性
火災時の初期消火活動が目的。集落に配置されている小型ポンプの点検と防火講習会(年1回団と共催)、災害時の配備説教、災害状況の点検を行っている。

●老人会とアソブ
お話しや食事会など住人同士の交流を深めるだけでなく、公民館やお寺の清掃などの地域自治に関わる活動もしている。
若年層が関わることも増えている。

丸山クラブ 清和クラブ 上原山クラブ
老人会 美山坂クラブ 和老会 さざなみ会
島老会 原クラブ

17

【神楽坂と原峰】
原峰落成で大喜び。火災が頻繁にあり疫病が流行る大変な時代がありました。安芸の村の宿泊所を仮し神楽を奉納。ところが音が轟いて神楽坂と呼ばれています。日吉佐江里集落の人のお宿の宿所となりました。昭和になり神楽坂薬剤の本舗に車で通行できる道ができた。平成2年には神楽坂トントンが開通し、原峰落成は美山町へ玄関となりました。

▲原峰から見下ろした集落の景色

【集落みんなで日帰り旅行】
住民間の親睦を図るために、少しでも積み立てを行い、3年に一度の日帰り旅行を行っています。

▲原峰の温泉宿

【ホタルを守るために努力】
原峰落成では毎年夏のタルバしみかを守るために、他の集落よりも7月の祭りを行っています。
7月には雛草が成長しますが、刈り取りは大変ですが、それもまたホタルの飛び交う幻想的な風景やその生態環境を後世に残す住民みんなで頑張っています。

▲原峰のホタル

【日役を報酬制度に】
草刈りなどの日役は、全世帯参加が原則で、欠席する場合は不参加金を払う地域が多いです。しかし原峰では、高齢者が無理をして出できれないことも多いことから日役参加料と、参加すると報酬が貰える制度としています。

▲原峰の日役

【農作を合理化しつつ集落の良さを守っています】
参拝か大変な歩き、会費、会員費、借用料の合併化や会員登録参加など日々の会員登録の合理化など、時代に合わせて慣習の合理化を行っています。一方で、ホタルを守るために雛草が成長するのを保護して河川の刈り取り時期を選らせるなど、集落の良さは守り続けています。

▲原峰の雛草

26

出典：集落教科書シリーズ「宮島田舎暮らし読本」

■地域案内人をはじめとした地域全体の受け入れ態勢の整備

事例：移住受入れ地域認定制度（大分県日田市）

日田市では、地域に溶け込めるかどうかを心配してためらう移住者の不安を解消するため、移住者を歓迎し、受入れから移住後の支援まで丁寧に行う地域を「移住受入れ地域」として認定し、移住を検討する人に紹介している。

地域の生活インフラや決まりごと、自慢などを「地域紹介シート」にとりまとめて公開するとともに、困ったことや分からぬことがあるときに相談に乗ってくれる「地域案内人」を選出して紹介している。

これまでに6つの地区が認定されており、移住希望者に対して手厚く情報提供を行うなど、地域ぐるみでの移住者の受け入れを促している。

<地区紹介シートの一部>

こんな移住者を歓迎しています

田舎の暮らしをこよなく愛し、自然と共生していただける方

住まいのご紹介

地域内に空き家があります。

所有者の調整が必要ですが、今後空き家バンクへの登録を呼びかけています。空き家は全室が目当たり良好で庭も広くバーベキュー等できます。



地域の決まりごとや慣習

道普請等の共同作業 7月第3日曜日午前中に草刈

花の植栽等の環境美化活動 旧塚田小学校前花壇に花植草取等、年3回。1時間程度。

集落の祭りや行事 10/22、23秋祭り。金毘羅様年2回。お觀音様。

金毘羅様やお觀音様では、地域の人たちが近原公民館に集まって楽しく食食します。

神楽などの伝統芸能 塚田(ひよとこおどり)好会(有志)

葬祭時のきまりごと 講中は近原上・近原下の2班に分かれます。通夜500円(お夜食代)。

※「講中」とは、地域の助け合いや葬儀の手伝いを行う組織です。葬儀の前日に

ご案内を配り、当日は葬儀のお手伝いをします。

生活組織

子ども会 無

女性グループ 有

老人会 有

消防団 有 (会費 3,000円/年)

地域の自慢

この地区は、標高が400mあるので夏でも涼しく、すずかな所です。

地域には冷たくて透き通った水が湧き出る『塚田阿蘇神社』や源泉掛け流しの『塚田温泉』があります。

4月にはチューリップ祭り、6月には盆祭りなど地元住民と他地域の住民との交流活動も活発です。

すでに移住者の方もおられ、この地区で生活されています。移住者の方の受け入れ態勢も万全です。

出典：日田市ホームページ

■住民税にかわる地区・集落を指定した“ふるさと納税”による地域支援

事例：まちづくり協議会等を使途に指定したふるさと納税制度の運用（熊本県天草市）

2市8町の合併により誕生した天草市では、地域主役の新しいまちづくりを担う組織として旧市町ごとに10の「まちづくり協議会」を、さらに小学校区などごとに51の「地区振興会」を設置している。

「ふるさと納税」では使途を選べるようにしておらず、「地域コミュニティづくり」を選択すると、上記「まちづくり協議会」や「地区振興会」を指定できる。まちづくり協議会等では事業計画を策定し、当該寄付金を加えた交付金を活用して、次年度に各種事業を展開できる。

暮らし続けられる地域づくりに向けて、特産品の開発・販売や都市農村交流イベントといった活性化に向けた取組みを行う団体ばかりではなく、高齢者や子育て世帯の支援、コロナ対策としてマスクづくりの際の材料費の確保など、地域課題の解決に向けた事業を展開する団体も見られており、一種の住民税のような活用が行われている。



つまり、生まれ育ったふるさとや思い入れのある地域への寄付であるとともに、住民票のない二地域居住者等において、コミュニティの一員として地区住民と同様に費用を負担したい際には、活用し得るふるさと納税制度の1つの運用例といえる。

出典：天草市役所提供資料

■村のファンを 1/2 村民にするポイントカードで村民の困りごと解決の扭い手に

事例：こすげ村人ポイントカード（山梨県小菅村）

小菅村では、「小菅村が好きな方は、小菅村に住む村民（1/1 村民）じゃなくても、もはや半分村民（1/2 村民）ではないか」という考えから「1/2 こすげ村人ポイントカード」制度を開始している。村内加盟店にて、お買い物ポイントや来店ポイントを貯め、ポイントの利用ができる。地方創生総合戦略の中で、観光客から一步進めた関係人口として都市住民をつなぎとめるために村民証を発行しようと考えたのがきっかけであった。こすげ村人ポイントカードを通して小菅村の村づくりに関わるさまざまな「接点」を創出し、1/1 村民と 1/2 村民が一緒に、主体的に関わっていく小菅村ならではの村づくりの「カタチ」を目指している。

年 4 回のダイレクトメールの送付や月 1 回のメールマガジンを通し、村の観光情報や日々の暮らしや村民の紹介を行うことで、より村に愛着を感じてもらえるよう取り組んでいる。村人口約 700 人に対して、会員数は、令和 5 年 1 月現在で 3000 人を超え、ボランティアイベント（登山道見回り、干し柿作り等）や会員向けの交流イベントを定期的に開催している。



出典：小菅村を楽しむ総合情報サイト

4. 二地域居住等関連施策一覧（R5.03 時点）

STEP1 地域や生活情報に関する発信

・移住・交流情報ガーデン（総務省）

移住・就労・生活支援等にかかる情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口であり、地方自治体や、関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を行っている。相談窓口では一般的な相談の対応のほか、しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応している。また、各地方自治体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーを設けており、地方自治体等による移住・交流に関する相談会やセミナー等の場として利用可能である。運営は一般社団法人移住・交流推進機構が行っている。

(URL) https://www.iju-join.jp/join/iju_garden/index.html

(担当) 移住・交流情報ガーデン 施設運営担当 電話：03-5253-5392

STEP2 相談窓口の設置

・地方移住支援窓口機能強化事業（地方創生移住支援事業）（内閣官房・内閣府）

市町村が都市住民の立場・視点を有する人材を移住支援窓口に受け入れる経費を支援する。三大都市圏に本社機能を有する企業等の社員を人材の対象としている。

(URL) https://www.chisou.go.jp/sousei/iju_shienkin.html

(担当) デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進事務局 電話：03-6257-1413

STEP3 きっかけづくりとなる取組の実施

○お試し居住・テレワーク・サテライトオフィス等の整備

・都市構造再編集中支援事業（国土交通省）

地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等）の整備について支援する。

※立地適正化計画の目標に適合し、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業に限る。

(URL) https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

(担当) 都市局 市街地整備課 電話：03-5253-8111（内線 32763）

・都市再生整備計画事業（国土交通省）

観光等地域資源活用計画関連まちづくりにおけるワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）の整備について支援する。

※市町村が作成する都市再生整備計画事業に基づく事業に限る。

(URL) https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html

(担当) 都市局 市街地整備課 電話：03-5253-8111（内線 32763）

・官民連携まちなか再生推進事業（国土交通省）

ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォーカブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備を支援する。

(URL) <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/>

(担当) 都市局 まちづくり推進課 電話：03-5253-8111（内線 32543）

・まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）（国土交通省）

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対してファンドを通じ金融支援を行う。

(URL) <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/>

(担当) 都市局 まちづくり推進課 電話：03-5253-8111(内線 32543)

・デジタル田園都市国家構想交付金（内閣官房・内閣府）

デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）にて、サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組を支援する。

地方創生拠点整備タイプにて、民間事業者に対する間接補助も含め、移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウスなどの地方創生に資する施設整備などを支援する。

(URL) <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

(担当) デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進室、地方創生推進事務局

電話：03-6257-3889、03-6257-1416

・地方創生テレワーク推進事業（内閣官房・内閣府）

地方創生テレワークに関する情報提供及び相談対応を行うとともに、自己宣言・表彰制度を通じ、取り組む企業の裾野拡大を目指す。

(URL) <https://www.chisou.go.jp/chitele/index.html>

(担当) デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進室 電話：03-6257-1417

・地方創生移住支援事業（内閣官房・内閣府）

東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等を対象として、移住支援金を支給する。

(URL) https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html

(担当) デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進事務局電話：03-6257-1413

・農山漁村振興交付金 農泊推進対策（農林水産省）

地域における農泊実施体制の構築とともに、企業等からのワーケーションの受け入れに向けた環境整備を支援する。

(URL) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

(担当) 農村振興局 都市農村交流課 電話：03-3502-5946

○地域住民との交流機会やプログラムの実施

・若者の地方体験交流事業（国土交通省）

全国の市町村が企画する体験交流型のプログラム（地域づくり活動、農林漁業体験、就業体験等）をとりまとめて、全国の大学等に情報発信を行う。

(URL) https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000016.html

(担当) 国土政策局 地方振興課 電話：03-5253-8111（内線 29573）

・新たな交流市場の創出事業（国土交通省）

ポストコロナを見据え、地域との関係性構築を通じて、継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」、企業と地域によるワーケーションの取組等により、国内外の観光需要を喚起し、交流人口や関係人口の拡大、地域活性化を図る。

(URL) <https://www.mlit.go.jp/kankochou/workation-bleisure/>

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/anewhometown.html>

(担当) 観光庁 観光資源課 電話 : 03-5253-8924

・ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業（国土交通省）

ポストコロナを見据え、中長期滞在者や反復継続した来訪者などの新たな交流市場の開拓や新たに関心の高まっているニーズの取り込みに万全を期す必要がある。

このため、新たな市場やニーズの開拓に取り組もうとする地域に対する支援（第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等）を行う。

(URL) <https://www.mlit.go.jp/kankocho/dai2nofurusato.html>

(担当) 観光庁 観光資源課 電話 : 03-5253-8924

STEP 4 具体的な取組支援の展開

○住まい：空き家の利活用、家賃や改修費支援

・フラット35（国土交通省）

国民の住宅ローンに対する多様なニーズに対応するため、証券化の仕組みを活用して、民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンを支援。借入時に総返済額が確定し、安心してローンが組めるため、若年世帯を中心に利用。※セカンドハウスの取得でも利用可能（H18.1～）

(URL) <https://www.flat35.com/loan/flat35/index.html>

(担当) 住宅局 住宅経済・法制課住宅金融室 電話 : 03-5253-8111（内線 39726）

・空き家対策総合支援事業等（国土交通省）

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援を行う。（～令和7年度）

(URL) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

(担当) 住宅局 住宅総合整備課住環境整備室 電話 : 03-5253-8111（内線 39356、39357）

・全国版空き家・空き地バンク（国土交通省）

地方公共団体が把握・提供している空き家や空き地の情報について、地方公共団体を横断して簡単に検索できるように「全国版空き家・空き地バンク」を構築した。

(URL) https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sesei_const_tk3_000131.html

(担当) 不動産・建設経済局 不動産業課 電話 : 03-5253-8111（内線 25119）

・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））（農林水産省）

農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿となる施設整備等を支援。

(URL) https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html

(担当) 農林水産省 農山村振興局 地域整備課 電話 : 03-3501-0814

・簡易宿所における玄関・玄関帳場・フロントの設置基準（厚生労働省）

一定の条件下では、簡易宿所に玄関や玄関帳場、フロントの設置をしないことが可能。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html>

(担当) 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 電話 : 03-5253-1111（内線 2437）

・消防用設備等の設置基準の合理化（総務省消防庁）

一定の条件下では、簡易宿所への消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が不要となる。

(URL) <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post20.html>

(担当) 総務省 消防庁 予防課 電話：03-5253-7523

・用途制限の緩和（国土交通省）

簡易宿所は住居専用地域では立地できないが、建築基準法第48条に基づく特例許可や、都市計画法に基づく地区計画や特別用途地区の活用により、制限を緩和することも可能。

(担当) 住宅局 市街地建築課 電話：03-5253-8111（内線 39635）

(担当) 都市局 都市計画課 電話：03-5253-8111（内線 32653）

○就業環境：テレワーク環境等の整備

※STEP3 きっかけづくりとなる取組の実施「○お試し居住・テレワーク・サテライトオフィス等の整備」に記載

特別交付税措置制度

・地方自治体が実施する移住・定住対策に係る特別交付税措置（総務省）

地方自治体が移住希望者等に対して実施する情報発信に要する経費や移住体験の実施や受入地域における移住希望者等への受入環境の整備等に要する経費について、特別交付税措置を講じている。

(担当) 地域力創造グループ地域自立応援課 電話：03-5253-5392

その他

国における二地域居住等関連施策の最新情報については、全国二地域居住等促進協議会のホームページの「支援策」より確認できます。

URL：<https://www.mlit.go.jp/2chiiki/support.html>

このガイドラインについての問い合わせ先はこちらです。

国土交通省国土政策局地方振興課 電話：03-5253-8404